## 鳥浜貝塚出土品の修理

鳥浜貝塚と出土品の指定 鳥浜貝塚は、福井県三方上中郡若狭町鳥浜字高瀬に所在する縄文時代草創期・早期・前期(約14,000年前~約5,500年前)の低湿地性の遺跡です。遺跡は、鰣川と高瀬川が合流する地点一帯の地下、標高1mから一数mのところにありますが、およそ6,000年前は湖のほとりでした。昭和36年(1961)に、河床工事で遺跡の存在が分かり、その後、昭和37年(1962)から昭和60年(1985)まで、揚水ポンプ場建設や河川改修工事にともない、10次にわたる発掘調査が行われました。調査では、土器や石器に加え、様々な生活残滓が発見されました。遺跡が地下水に浸っていたために、通常なら分解されて残らない動植物に由来する遺物までもが、良好に保存されていたのです。

3次(昭和50年)以降の調査は、福井県教育委員会が主体となって実施したもので、4次から10次(昭和50・55~60年)では、鋼矢板を打ち込んで調査区を締め切り、大規模な発掘調査が進められました。出土した膨大な量の資料は、福井県立若狭歴史博物館に保管されており、平成14年(2002)6月26日に、「縄文時代草創期と前期の質量ともに豊富な土器・石器に加え、低湿地遺跡の特性から多彩な有機質遺物が含まれ、縄文人の生活の実態を復元するうえで、他に比類のない貴重な資料である」として、



その一部の1,376点が、国の重要文化財 (考古資料 第547号)に指定されました。

写真1 鳥浜貝塚の位置

## 重要文化財「福井県鳥浜貝塚出土品」とその修理

重要文化財「福井県鳥浜貝塚出土品」は、その内訳をみると、素材・器種ともに多様です(表1)。いずれも、作られてから数千年ないし一万年、出土してからおよそ40年が経過しています。非常に古いため脆く、そのうえ出土後の経年変化による劣化が進行

し、本体を直接持ち上げることができない文化財も 含まれています。

文化財保護法では、文化財の所有者等の心構えとして、「文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に務めなければならない(第4条2)」とし、さらに、重要文化財の所有者に対し、「この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない(第31条)」と、重要文化財の管理義務を求めています。

福井県では、重要文化財「鳥浜貝塚出土品」について、文化庁の指導と国庫補助金を受け、平成 17年度から、保存・活用が困難な指定品の保存修理事業を行っています。平成 17年度から 21年度は、第一次計画として最も緊急性の高い有機質文化財 43点の保存処理を行い、漆塗木製品を保管する桐箪笥を作製しました。平成 22年度から 27年度は、第二次計画として復元土器 36点の解体復元修理を行いました。平成 28年度からは、経年変化による劣化が進行している有機質文化財の修理を行っています。





写真 2 修理前(上)・修理後(下)の櫛 [保存修理事業第一次計画]

表 1 重要文化財「福井県鳥浜貝塚出土品」の内訳

下層層出土 (縄文時代草創期)

土器		242 点
石器	局部磨製石斧	1 点
	磨製石斧	1点
	石鏃	39 点
	削器	6 点
	石錐	1点
	石錘	30 点
	磨石	4点
	石皿	1点
	砥石	1点
木製尖棒		1点
縄残欠		1点

縄残欠		1 点
上層出土(縄文	時代前期)	
土器・土製品	深鉢・鉢形土器	53 点
	浅鉢形土器	3 点
	縄補修土器片	3 点
	彩漆土器片	5 点
	赤彩土器片	6点
	土製品	57 点
石器・石製品		33 点
	礫器・打製石斧	24 点
	石槍	2 点
	石鏃	138 点
	石匙	48 点
	削器	37 点
	石錐	94 点
	石錘	28 点
	磨石・敲石・凹石	20 点
	石皿	14 点
	砥石	14 点
	装飾品 (残欠共)	19 点
	異形石器	18 点
骨角牙貝製品		150 点
	釣針	2点
	骨針	11 点
	装飾品	78 点
	箆状骨器	2点
	鹿角斧	7点
	鹿角刺突具	1点
	貝輪残欠	12 点
木製品	 櫛	1点
	石斧柄 (残欠共)	40 点
	弓・尖棒 (残欠共)	20 点
	やす状木製品	1点
	小型弓(残欠共)	10 点
	櫂 (残欠共)	15 点
	容器(残欠共)	25 点
	砧形木製品	1点
	鉤形木製品	1点
	杓子	4点
	手網状木製品	2 点
	杖形木製品	1点
	籠把手	1点
	漆塗製品	1点
	装飾付板	1点
	丸木舟	1点
	杭残欠	11 点
縄・編物残欠	5 7/4 74 T	33 点

平成30年度の保存修理事業の概要 平成25年に、 常設展示の撤収中、鳥浜貝塚出土品の縄1点が、経 年変化で脆弱化しており、き損しました。この事故 を受けて、平成28年度から、劣化が進行している有 機質文化財の修理を行っています。

平成30年度は、指定番号「石斧柄1」・「容器10」の木製品2点の修理を委託して行いました。修理は、受託した専門業者が自社の工房にて実施し、本体は、樹脂による浸漬強化、折損部分の修正、接合部分の修正・再接合、接合部の自地と欠失部の補填・整形・補彩、汚れの除去などを行い、本体から型を取った支持台を作製しました。鳥浜貝塚の木製品は、本来の成分が多く失われており、見た目より弱いため、本体を均一に支える台座が欠かせません。

保存修理が終了した指定品は、福井県立若狭歴史 博物館常設展示室の「若狭のなりたち」コーナーで、 随時、公開しますので、ご覧ください。

修理前の状態。 昭和57年に保存 処理済み。接合 部のうち1箇所 が折損。台部の 樹皮が反り上が り剥落もある。



木胎の強化を図り、アクリル樹脂(パラロイド B72・13%酢酸ブチル溶液)に浸漬しているところ。



修理完了。支持 台は文化財の形 状に合わせて台 座をシリコン樹 脂(付加型液状 シリコンゴム) で作製。



写真3 「石斧柄1」の修理 (2019.3.26 若狭歴史博物館・鯵本眞友美)